

震災編

(予防・応急・復旧対策)

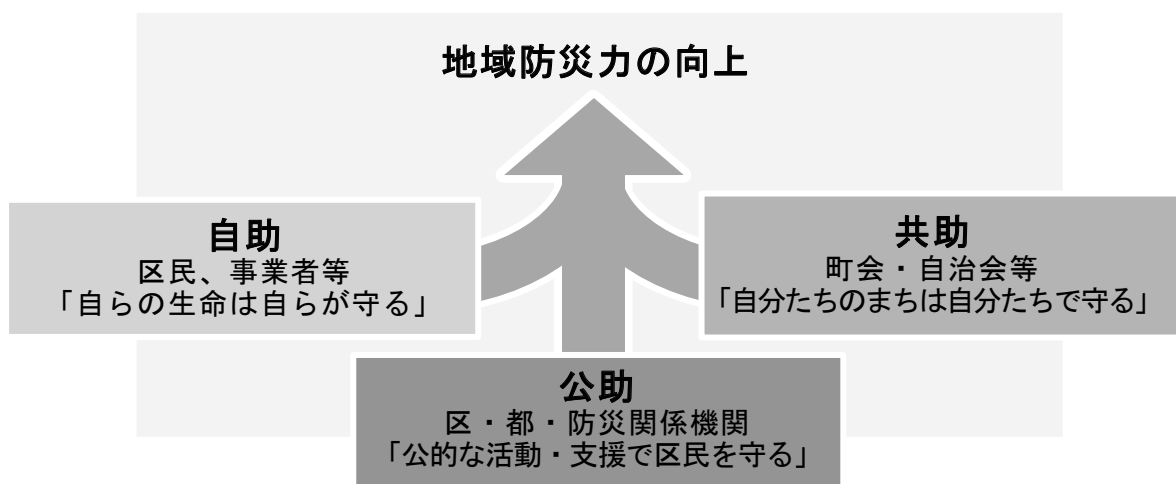
第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第1節 区長、区民及び事業者の基本的責務

第1項 基本理念

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方が大切である。また、この2つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携・協力しつつ、日頃から災害に備えるとともに、災害から一人でも多くの人々の生命、身体及び財産を守るものとする。

【地域防災計画における基本理念】



第2項 基本的責務

区長、区民及び事業者が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は次のとおりであるが、加えて、区民及び事業者は、墨田区地域防災基本条例（昭和54年墨田区条例第18号）及び東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に規定されたそれぞれの責務を励行する。

- ※ I-04：墨田区地域防災基本条例（別冊P6参照）
- ※ I-22：東京都震災対策条例（別冊P155参照）

区分	基本的責務
区長	- 区長は、墨田区地域防災基本条例第4条の基本方針に基づき、防災に必要な総合計画を策定し、区の特성에応じた防災施策を積極的に推進しなければならない。 - 区長は、前項の防災施策の実施に必要な財政その他の措置を講じなければならない。 - 区長は、国その他の関係機関と協力して防災施策の推進を図るとともに、必要に応じ国等に対し防災施策の充実及び改善を要請しなければならない。

第1章 区、区民、防災機関等の 基本的責務と役割
第2章 区民と地域の防災力向上
第3章 安全な都市づくりの実現
第4章 安全な交通ネットワーク 及びライフライン等の確保
第5章 津波等対策
第6章 広域的な視点からの応急 対応力の強化
第7章 情報通信の確保
第8章 医療救護・保健等対策

区 民	1 区民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 （1）建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 （2）家具類の転倒・落下・移動の防止 （3）出火の防止 （4）初期消火に必要な用具の準備 （5）飲料水及び食料の確保 （6）避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認 （7）家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保 3 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区、その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 4 区民は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。
事業者	1 事業者は、区、その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、地域における社会的責任を自覚し、災害の防止、その施設の適切な管理を行い、従業員及び近隣住民の安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、最大の努力を図り、防災のまちづくりに協力するよう努めなければならない。 2 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び近隣住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、災害時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。 4 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。 5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限に止めるため、近隣住民に対する災害対策活動の実施等、近隣住民等との連携及び協力に努めなければならない。 6 事業者は、その事業活動に関して災害を防止し、かつ、発生した被害をできるだけ軽減するために、区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

第2節 防災機関の役割

区及び区の地域における防災関係機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

第1項 区

区が果たす役割
1 区防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 緊急輸送の確保に関すること。 5 避難指示等及び誘導に関すること。 6 水防に関すること。 7 都と連携した医療、防疫及び保健衛生に関すること。 8 都と連携した帰宅困難者対策に関すること。 9 都と連携した応急給水活動に関すること。 10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 13 公共施設の応急復旧に関すること。 14 災害復興に関すること。 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 16 住民防災組織の育成に関すること。 17 事業所防災に関すること。 18 防災教育及び防災訓練に関すること。 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
本部長室事務局	都市計画部危機管理担当 防災課 安全支援課 企画経営室 行政経営担当
	1 本部長室事務局の庶務に関すること。 2 被害情報等の情報総括に関すること。 3 本部指令等の伝達に関すること。 4 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害救助法の適用要請に関すること。 6 災害復旧計画の企画立案に関すること。 7 災害復興本部準備室の設置に関すること。
	企画経営室 秘書担当
	1 本部長・副本部長の秘書に関すること。 2 本部長室事務局他隊の活動支援に関すること。
本部長室事務局	企画経営室 政策担当 企画経営室ファシリティ マネジメント担当 財産管理課
	1 都からの受援に関すること。 2 協定締結自治体からの受援に関すること。 3 本部長室事務局他隊の活動支援に関すること。
本部長室事務局	企画経営室 広報広聴担当
	1 災害に関する広報に関すること。 2 災害に関する広聴に関すること。 3 報道機関との連絡に関すること。 4 災害状況その他の記録に関すること。
災対総務部	総務部 総務課 法務課
災対総務部	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 庁舎の管理に関すること。 3 車両、舟艇等の調達及び配車に関すること。 4 民間協力団体の受入れと派遣に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第1章 区、区民、防災機関等の 基本的責務と役割 第2章 区民と地域の防災力向上 第3章 安全な都市づくりの実現 第4章 安全な交通ネットワーク 及びライフライン等の確保 第5章 津波等対策 第6章 広域的な視点からの応急 対応力の強化 第7章 情報通信の確保 第8章 医療救護・保健等対策	5 協定団体への要請に関すること。 6 災害時ボランティアの派遣に関すること。 7 部内各隊に属さないこと。 8 他の部に属さないこと。
	総務部 職員課 1 本部職員の動員に関すること。 2 労働力の供給に関すること。 3 本部職員の救護に関すること。 4 本部職員の給食に関すること。 5 本部職員の給与に関すること。 6 防災業務従事職員の災害補償に関すること。
	総務部 すみだ人権同和・男女共同 参画事務所 社会福祉会館 すみだ共生社会推進セ ンター 1 人権問題等の相談に関すること。 2 女性のための相談に関すること。 3 人権施策、男女共同参画の普及・啓発に関すること。 4 区立保育園・認定こども園への援助活動に関すること。 [社会福祉会館]
	区民部 窓口課 出張所 1 施設の管理及び利用者の保護に関すること。[各出張所] 2 被災者生活再建支援に関すること。 3 出張所事務要領に定める実態調査管轄区域内における 被害状況等の情報収集及び報告に関すること。 4 住家被害認定調査及び罹災台帳の作成に関すること。 5 罹災証明書の交付に関すること。 6 区立保育園・認定こども園への援助活動に関すること。 [各出張所] 7 指定管理施設との連絡に関すること。[緑・東向島出張所] 8 遺体の捜索に関すること。 9 遺体収容所の設置に関すること。 10 遺体収容所への遺体の搬送に関すること。 11 遺体の一時保存に関すること。 12 遺体の火葬の取扱いに関すること。 13 遺族への遺骨引渡しに関すること。 14 身元不明遺体の取扱いに関すること。 15 罹災台帳の作成に関すること。 16 罹災証明書の交付に関すること。
	企画経営室 財政担当 総務部 契約課 会計管理室 福祉保健部 厚生課 1 災害対策予算に関すること。 2 物資、器材等の調達に関すること。 3 工事に關すること。 4 支出命令書等の審査及び出納に関すること。 5 義援品の出納保管に関すること。 6 義援金の出納保管に関すること。 7 契約班調達物資の出納に関すること。 8 災害弔慰金の支給に関すること。 9 災害障害見舞金の支給に関すること。 10 災害援護資金の貸付けに関すること。 11 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 12 すみだボランティアセンターの維持管理に関すること。 13 隊内の他の班に属さないこと。 [財務班]

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章
区民と地

第3章 安全な報

第4章 安全な交

第5章 津波等計

第6章

第7章
情報通信

第8章 医療救護

15

16

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
		15 ペットの同行避難に関すること。 16 巡回保健活動に関すること。 17 ねずみ族・昆虫等の防除に関すること。 18 動物の保護・管理に関すること。 19 飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関すること。 20 食品衛生の指導に関すること。 21 情報の収集及び提供並びに部内各担当との連絡に関すること。 22 防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること。 23 感染症対策に関すること。 24 メンタルケアに関すること。 25 非常時優先業務の調整・実施に関すること。 26 相談体制の整備に関すること。 27 災害時避難行動要支援者の支援に関すること。 28 要配慮者（乳幼児及び高齢者等）の救護に関すること。 29 健康相談・メンタルヘルスケア・衛生管理に関すること。
災対建築部	都市計画部 都市計画課	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 3 家屋被害概況調査に関すること（～1週間程度）。 4 家屋被害状況調査（被災度調査）に関すること（～1カ月程度）。 5 情報連絡班の活動支援に関すること。 6 部内の他の隊に属さないこと。
	都市計画部 住宅課 密集市街地整備推進課	1 区管理住宅の被害状況の確認に関すること。 2 応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。 3 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 4 公的住宅及び民間住宅の提供に関すること。 5 隊内の他の班に属さないこと。
	都市計画部 建築指導課 不燃・耐震促進課	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること（～10日間程度）。 2 被災家屋等の応急修理、その他被害予防の指導に関すること。 3 被災宅地の応急危険度判定に関すること。
	企画経営室ファシリティ マネジメント担当 公共施設マネジメント推進課	1 情報の収集及び連絡調整、報告に関すること〔第1班〕。 2 避難所等の調査及び応急修理に関すること。 3 応急仮設住宅の設計と発注に関すること。
災対建設部	都市整備部 都市整備課 都市整備部立体化・まちづくり推進担当 立体化推進課 拠点整備課 まちづくり調整課	1 本部及び巡検隊等との情報連絡に関すること。 2 応急復旧計画の策定に関すること。 3 工作協力隊への協力要請等に関すること。 4 災害復旧事業に関すること。 5 公共土木施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること。 6 河川及び護岸の安全対策計画の作成に関すること。 7 注意を要する箇所のパトロールに関すること。
	都市整備部 土木管理課	1 工事現場の安全対策に関すること。 2 河川、道路及び公園等のパトロールに関すること。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	道路・橋りょう課 公園課	3 道路、公園等の障害物の排除に関する事。 4 公共土木施設（占有物件を含む。）の安全対策並びに被害状況の調査及び報告に関する事。 5 河川及び護岸の安全対策に関する事。 6 応急復旧工事に関する事。
災対教育部	教育委員会事務局 庶務課 すみだ教育研究所	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 [第1班] 2 学校及び幼稚園施設の被害状況集約及び応急復旧に関する事。 3 園児、児童及び生徒の被災状況調査に関する事。 4 災害復旧事業に関する事。
災対教育部	教育委員会事務局 学務課	1 学用品等の調達及び供給に関する事。 2 被災校への保健衛生指導に関する事。
	教育委員会事務局 指導室	1 教職員の避難所運営の支援要請に関する事。 2 応急教育計画に関する事。 3 隊内の他の班に属さないこと。
	各小・中学校、各幼稚園	1 園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 避難所の運営に関する事。 4 応急教育計画に関する事。
災対区議会部	区議会事務局	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 区議会議員の安否確認に関する事。 3 区議会議員との連絡調整に関する事。 4 区議会災害対策支援本部に関する事。
白鬚東地区防災拠点参集隊		「白鬚東地区防災拠点における防災施設の管理及び防災機器の作動等に関する協定」に基づく、防災拠点施設管理職員への指示及び避難住民への対応に関する事。

第2項 都

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
都建設局第五建設事務所	1 河川の保全及び復旧に関する事。 2 道路及び橋梁の保全及び復旧に関する事。 3 水防活動に関する事。 4 河川における流木対策に関する事。 5 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
都建設局江東治水事務所	1 高潮対策（地震対策）事業、江東内部河川整備事業、水門・排水機場等の整備及び維持管理に関する事。 2 水防作業の実施及び技術的指導に関する事。
都水道局（東部第一支所及び墨田営業所）	1 応急給水に関する事（ただし、応急給水槽における資器材の設置及び応急給水活動は区が行う。） 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
都下水道局 東部第一下水道事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ処理に関する事。
都交通局門前仲町駅務管区 都交通局馬喰駅務管区 都交通局江東自動車営業所	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
警視庁第七方面本部 本所警察署 向島警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に關すること。 2 交通規制に關すること。 3 緊急通行車両確認標章の交付に關すること。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に關すること。 5 行方不明者の搜索及び調査に關すること。 6 遺体の調査等及び検視に關すること。 7 公共の安全と秩序の維持に關すること。
東京消防庁第七消防方面本部 本所消防署 向島消防署	1 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に關すること。 2 人命の救助及び救急に關すること。 3 危険物等の措置に關すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に關すること。

第3項 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 2 災害派遣の実施に関すること。

第4項 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便本所・向島郵便局	1 郵便事業の運行管理及び施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱いに関すること。 3 区内における災害対策の支援に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 錦糸町営業統括センター	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
N T T 東日本	1 電信電話施設の保全に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。
東京電力パワーグリッド 江東支社	1 電力施設の建設並びに安全保全に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。
日本通運ロジスティクス	災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送に関すること。
首都高速道路東京東局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東京ガスグループ	1 ガス供給施設（製造設備等を含む。）の建設及び安全確保に関すること。 2 ガスの供給に関すること。

第5項 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東武鉄道 京成電鉄	1 鉄道施設の安全保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
東京地下鉄日本橋駅務管区 住吉地域	1 鉄道施設の安全保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
東京都トラック協会墨田支部	災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第6項 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医師会 歯科医師会 薬剤師会 柔道整復師会 訪問看護協会	災害時における医療救護活動への協力に関すること。

第7項 民間協力機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町会・自治会等	1 避難誘導、避難所内の世話業務への協力に関すること。 2 罹災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力に関すること。 3 防疫活動への協力に関すること。 4 その他、被害状況調査等災害対策事務全般についての協力に関すること。

